

令和元年度 第2期 政策評価計画（案）

名 称	外来種対策の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
目 的	<p>1 我が国は、外来種対策について、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標（注1）のうちの「2020年までに優先度の高い侵略的外来種が制御又は根絶される」という個別目標の達成に向け、「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月28日閣議決定。生物多様性の保全に係る国の基本的な計画）や「外来種被害防止行動計画」（平成27年3月）などに基づき、侵略的外来種の導入防止や防除等の取組を実施している。</p> <p>（注1）平成22年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議で採択された生物多様性の保全に係る具体的な行動目標としての20の個別目標。</p> <p>2 しかしながら、アライグマ、オオキンケイギクといった侵略的外来種の生態系への意図的・非意図的な導入は、競合等による在来・固有種の減少など、我が国の生物多様性の保全上重大な問題となっているほか、社会経済活動に対しても直接的に深刻な被害を与えている。例えばアライグマは、これまでの防除等の取組にもかかわらず、その生息分布域が約10年前に比べ約3倍に拡大している状況にあり、農作物の食害等も生じている。</p> <p>3 また、諸外国で多くの人的・経済的被害をもたらしているヒアリは、平成29年6月に国内で初めて確認されたことを受け、同年7月にヒアリ対策関係閣僚会議・省庁連絡会議が開催され、関係省庁が所要の対策を実施しており、令和元年6月時点で14都道府県・39事例が確認（注2）されている状況にある。</p> <p>（注2）国内で確認されたヒアリは全て駆除済み。</p> <p>4 この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、外来種対策の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものである。</p>
調 査 項 目	<p>1 外来種対策を推進するための政策の体系、実施体制等</p> <p>2 外来種対策に係る政策の実施状況とその効果の発現状況</p>
調 査 等 対 象 機 関	環境省、農林水産省、国土交通省
関 連 調 査 等 対 象 機 関	都道府県、市町村、事業者、関係団体等
調 査 実 施 時 期	令和元年8月～2年7月（予定）
担 当 評 価 監 視 官 等	連携調査、環境等担当評価監視官 管区行政評価局等